

日本の国連待機制度への登録に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月二十日

佐藤正久

参議院議長 江田五月 殿

日本の国連待機制度への登録に関する質問主意書

本年七月、麻生前総理大臣は、国連のパン・ギムン事務総長との会談の中で国連待機制度に自衛隊の後方支援部隊を登録することを表明した。

他方、鳩山内閣においては、閣僚の一人である福島瑞穂氏が参議院予算委員会において、自衛隊の海外派遣は憲法違反である旨の答弁を行うなど、自衛隊部隊の国連待機制度への登録に関する政府の考え方が不明確である。

今後の自衛隊による国際協力を検討する上で、国連待機制度に関する政府の考え方を明確にする必要がある。よって、以下質問する。

- 一 政府は、自衛隊の国連待機制度への登録をどのように評価しているか。特に、国連待機制度に登録することによるメリット、デメリットをどのように考えているか、明らかにされたい。
- 二 現在、国連待機制度に登録している自衛隊の実態を明らかにされたい。また、今後も登録を進めていく考えはあるのか。登録を進めていく予定があれば、登録時期、規模、登録分野を明らかにされたい。
- 三 国連PKOに参加している国の数及び国連待機制度に登録している各国の状況（参加国数、各国の登録

人数、登録分野)を明らかにされたい。

四 日本の国連PKO参加隊員数を示した上で、それが国連PKO参加国中、第何位に当たるのか、明らかにされたい。

右質問する。